

東久留米市立学校開放教室 利用案内

1. 目的

東久留米市における生涯学習の振興のため、市立小中学校の特別教室を芸術・文化・スポーツなど活動の場として開放することを目的としています。

2. 開放教室

開放する学校・教室は別紙のとおりです。

3. 対象団体

学校開放の対象団体は、次の条件を満たす団体です。

- (1) 社会教育法第 10 条の規定に基づく社会教育関係団体及びその他学校長が認めた団体
- (2) その半数以上を市内に在住・在勤・在学する者で組織する5名以上の団体
- (3) 成人の責任者がいる団体

※営利、政治又は宗教が目的と捉えられる団体は利用できません。

4. 団体登録

利用には団体登録が必要です。具体的な手続きは下記のとおりです。

- (1) 必要書類を教育委員会生涯学習課（市役所6階）へ提出

※必要書類 ①登録団体申請書（生涯学習課に設置）

②団体の規約及び名簿

- (2) 後日、「登録団体承認書」を受け取る
- (3) 2年毎の更新手続きの必要がある

5. 利用手続き

- (1) 利用する5日前までに直接学校に行き、登録団体承認書を提示のうえ「使用申請書」に記入申請し「使用許可書」を受け取ってください。

使用の優先順位は先着順とします。

- (2) ご利用当日は「使用許可書」を学校受付に提示してください。使用後は必ず学校関係者に連絡してください。

6. 開放の日時

学校開放教室の日時は、学校休業日及び12月29日から翌年1月3日を除く次のとおりです。

(1) 平日 18時～21時

(2) 土曜日・日曜日・祝日・長期休業日 9時～21時

※学校長が学校教育に支障が生じると認められた場合は変更することがあります。

※利用時間を必ず厳守してください。

7. 使用上の注意事項

***必ず学校関係者の指示に従ってご利用ください。**

- ① 使用当日必ず学校関係者に許可書を提示してください。
- ② 許可書は他人に貸したり譲ったりすることは出来ません。
- ③ 会場の準備、後片付け等に要する時間は使用許可時間に含まれています。終了後は必ず時間内に片付けをすませて、教室を元の状態に戻した上で学校関係者に引継いでください。
- ④ 開放教室には机・椅子がないところもあります。
- ⑤ 開放教室以外には無断で立ち入らないでください。
- ⑥ 開放教室等にある学校備品や教材、児童・生徒の私物や作品などには触れないでください。
- ⑦ 特別な器具等を持ち込もうとする時には、あらかじめ学校長に相談して許可を受けてください。
- ⑧ 開放教室は学校敷地内を含め全面禁煙です。
- ⑨ アルコール等の飲食は禁止します。
- ⑩ ゴミはお持ち帰りください。
- ⑪ 車での来校はご遠慮ください。
- ⑫ 上履きはご持参ください。
- ⑬ 使用中に使用者の責任で施設、その他の器具等を破損したり、なくしたりしたときは、相当額の弁償をしていただきます。
- ⑭ 使用上の注意事項を守らない場合は、使用できなくなる場合もありますのでご注意ください。

<問合せ>

東久留米市教育委員会生涯学習課生涯学習係

電話 042-470-7784

令和8年度

学 校 開 放 教 室

中学校（7校）（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

学校名	開放教室	階数	定員	椅子・机の有無	備考
久留米中学校	会議室	2	40人	有	
	多目的室	2	100人	有	
東中学校	図書室	2	40人	有	
西中学校	図書室	1	40人	有	
南中学校	茶道室	1	30人	無	一部畳
大門中学校	図書室	1	40人	有	
下里中学校	図書室	3	40人	有	
中央中学校	図書室	4	40人	有	

小学校（4校）

学校名	開放教室	階数	定員	椅子・机の有無	備考
第一小学校	第2音楽室	1	40人	有	
第三小学校	プレイルーム	1	50人	無	
第九小学校	視聴覚室	2	40人	無	
神宝小学校	なのはな学級 スマイルルーム	3	20人	有	
	家庭教室	3	40人	有	机固定